

第7回 「あなたの命を守る！ 私のひなん計画で災害に備えよう」

Vol.7



新年を迎えるこの時期、改めて「備え」について考えてみませんか。おととしの能登半島地震では、多くの方が被災し、避難生活の長期化や支援体制の確保が大きな課題となりました。

災害は、いつ、どこで、どのような形で起こるか分かりません。いざという時、地域に住むすべての人々が安全に避難できるための備えが、今こそ求められています。

なかでも、障がいのある方や高齢者など、自力での避難が難しい市民のいのちを守るために事前の備えが「私のひなん計画」です。

これは、避難に支援を必要とする人について、どのように避難するのか、誰がどのように支えるのかを事前に整理しておく計画です。

阿南市では、「私のひなん計画」作成を推進しています。

詳しく述べはホームページをご覧ください。

「私のひなん計画」についての問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

新年を迎えるこの時期、改めて「備え」について考えてみませんか。おととしの能登半島地震では、多くの方が被災し、避難生活の長期化や支援体制の確保が大きな課題となりました。

災害は、いつ、どこで、どのような形で起こるか分かりません。いざという時、地域に住むすべての人々が安全に避難できるための備えが、今こそ求められています。

なかでも、障がいのある方や高齢者など、自力での避難が難しい市民のいのちを守るために事前の備えが「私のひなん計画」です。

これは、避難に支援を必要とする人について、どのように避難するのか、誰がどのように支えるのかを事前に整理しておく計画です。

阿南市では、「私のひなん計画」作成を推進しています。

詳しく述べはホームページをご覧ください。

「私のひなん計画」についての問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

交付対象 障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の介護認定を受けている方（介護保険の審査で使用している主治医意見書の日常生活自立度により判定しますので、必ず認定されるとはかぎりません。要支援の方は対象外となります）

利用先等 所得税や市・県民税の確定申告等において、障害者手帳の代わりに、税法上の「特別障害者控除」または「障害者控除」を受けることができます。

「障害者控除対象者認定書」の交付をすでに受けており、要介護認定状態区分に変更がない方は、前回交付された認定書を引き続き使用できます。

申請できる方 対象者本人またはその親族

申請に必要なもの 介護保険被保険者証、印鑑、申請者の本人確認書類、委任状（対象者または同居親族以外が申請する場合）



障害者手帳
精神障害者福祉保健手帳

○○○

申請・問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440